

■住宅改修の申請に必要な手続き・書類について

R6. 10. 1

改修前	①	様式第1号(ー2) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認申請書 ・記入漏れや誤りがないか確認してください。
	②	住宅改修が必要な理由書 ・居宅(介護予防)計画作成依頼の届出をしていない場合は、理由書を記入する人の福祉住環境コーディネーター(2級以上)、介護支援専門員等の資格者証のコピーを添付してください。 ・理由書の記入例を尼崎市のHPに掲載していますので、ご参照ください。
	③	施工計画図 ☆具体的な描き方は、別紙手引書で確認してください。 ・施工箇所と内容を図に示し、通し番号を付番する。 ・階段に手すり等を設置する場合は、2階の施工計画図も必要です。 ・被保険者の居室(寝室)を記入してください。
	④	改修前写真 ・改修する箇所をはっきりと撮影してください。 ・必ず、写真の中に撮影日を入れてください。日付入りの写真機がない場合は、撮影日を表示したボード等を用意し写真に写し込んでください。 ・テープ等を使用して撮影、または写真にペンで記入するなど、改修後の状態(手すりの位置等)がわかるようにしてください。 ・段差解消工事は、段差にメジャーをあて、高さが確認できるよう撮影してください。 ・浴槽の段差解消は、浴槽の全体写真と、床からの高さおよび深さがわかるようメジャーをあてた写真を撮影してください。 ・施工計画図の通し番号を各写真に示してください。
	⑤	工事費内訳書 ・代表者氏名、担当者氏名を記入してください。 ・床材、扉、浴槽の入替え等の改修の場合は、商品のパンフレットを添付してください。 (上記項目以外でも、審査上必要と判断した場合は、パンフレットの提出を求めることがあります。) ・施工計画図の通し番号を、該当する項目に記載してください。 ・消費税は、小数点以下を切り捨ててください。 ・浴室の改修でユニットバスを導入する場合は、「介護保険住宅改修手引き」6ページの ユニットバス工事の按分について を必ずご覧ください。
	⑥	住宅改修にかかる承諾書 ・賃貸住宅や、別居の親族が所有者の場合に必要です。 ・日付、改修項目のチェック等、記入漏れや誤りがないか確認してください。
	⑦	福祉住環境コーディネーター等の資格者証 ・担当のケアマネジャーがいない場合に必要です。(②を参照)

改修後	⑧	様式第3号(ー2) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 ・記入漏れや誤りがないか、振込先が正しく記載されているか確認してください。
	⑨	領収書 → 「介護保険住宅改修手引き」に記入例がありますので必ずご覧ください。 ・コピー可 ・あて名(被保険者本人)・金額・日付・但書(介護保険住宅改修費〇割負担分)の記載が必要です。 ・金額…償還払いの場合は、事前申請時の工事費内訳書の合計額と一致します。 受領委任払いの場合は、介護保険対象額の利用者負担分と対象外費用の合計額となります。
	⑩	改修後写真 ・必ず、写真の中に撮影日を入れてください。日付入りの写真機がない場合は、撮影日を表示したボード等を用意し写真に写し込んでください。 ・改修箇所は、全体が確認できるように撮影してください。 (手すりの場合は途中で途切れないよう、床等の場合は改修した部分を全て撮影してください。) ・踏み台は、取付金具も確認できるように撮影してください。 ・床等の段差解消で、改修後も段差が残る場合は、段差にメジャーを当てた写真も提出してください。 ・浴槽の段差解消は、浴槽全体の写真と、床からの高さおよび深さがわかるようメジャーをあてた写真を撮影してください。
その他	★工事内容に変更が生じた場合 事前承認後、工事内容に変更が生じた場合は、 必ず着工前に介護保険事業担当課に連絡してください。	
	⑪	改修内容変更理由書 ・施工上の変更(手すりの素材・補強板の有無等)…施工業者の記入 ・その他の変更(手すり形状・位置の変更等)…施工業者、理由書作成者、ともに記入が必要
	⑫	変更時の施工計画図・内訳書 ・変更内容がわかるよう、施工計画図に赤ペン等で記入してください。 ・内訳書は、施工内容の変更により施工費用が事前申請時から変更となった場合に必要です。
	★工事が中止になった場合	
	⑬	住宅改修 申請取下書 ・介護保険事業担当課に提出してください。

※ ご不明な点はお問い合わせください。(06-6489-6350)